

宇 個 審 答 申 第 2 号
平成 1 1 年 8 月 1 7 日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市個人情報保護審議会
会長 初宿 正典

個人情報取扱事務について（答申）

平成 1 1 年 8 月 4 日付け 1 1 宇企情第 1 9 5 号で諮問のあった次の各号に掲げる事項について、下記のとおり答申する。

- (1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号、2 号に規定する個人情報
（収集禁止の例外類型事項）
- (2) 条例第 8 条第 1 項第 5 号及び条例第 9 条第 1 項第 5 号に規定する個人情報
（目的外利用・提供の禁止の例外類型事項）

記

当審議会で審議した別紙資料の例外類型事項を追加することは、条例の主旨を尊重したものであり、収集の禁止、及び目的外利用・提供の禁止における例外として妥当であると認める。

なお、今後の事務又は事業における個人情報の取扱にあたっては、平成 1 1 年 3 月 3 1 日付けの宇個審答申第 1 号の内容に十分留意するよう願います。

なお、住宅課に係るものについては、当審議会から提供先である一部事務組合に適正な保護施策をとるよう別途に市長に対し建議するものとし、審議した例外類型については、個人情報の適正な保護施策がとられるまで保留とする。

収集禁止の例外類型事項（条例7条1項1号・2号）

整理番号	事務の種類	収集が適当と認められる理由
社会的差別の原因となるおそれのある個人情報		
20	在日外国人を対象とした事務事業を行うにあたって、個人情報を収集すること。	在日外国人の生活環境を充実するためには、個人情報を収集する必要がある。

目的外利用・提供の例外類型事項（8条1項5号・9条1項5号）

整理番号	事務の種類	利用・提供が適当であると認める理由
01	実施機関が行う他の事業の案内又はアンケートのために利用し、又は提供すること。	<p>事務事業を実施するにあたり、当該事務事業の周知を図るために、既に収集されている個人情報の目的外利用又は提供を行うことにより、対象者その他当該事務事業の関係者と想定される者に対して、個別に連絡する場合がある。</p> <p>また、事務事業に係るアンケートを行うにあたり、既に収集されている個人情報の目的外利用又は提供を行うことにより、対象者を抽出する場合がある。</p> <p>ただし、いずれの場合も、当該個人が連絡又はアンケートを拒んでいる場合を除く。</p>